

議案第38号

建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について

次のとおり建物明渡等請求事件に係る訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

1 当事者

(1) 原告

守口市

代表者 市長 西端 勝樹

(2) 被告

金下貸店舗3号店舗賃借人

## 2 請求の趣旨

- (1) 建物の明渡しを求める。
  - (2) 賃貸借契約が終了した日の翌日から建物明渡しの日までの賃料相当損害金の支払いを求める。
  - (3) 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに(1)、(2)につき仮執行の宣言を求める。

## 3 請求の対象

### (1) 対象建物

所在地 守口市金下町1丁目3番2号  
地番 守口市金下町1丁目36番1  
構造 鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）  
一部3階建て  
床面積 292.48㎡

### (2) 対象物件

3号店舗  
構造 鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）  
一部3階建てのうち1階店舗  
面積 店舗 16.39㎡、倉庫 6.39㎡

## 4 訴えの提起の理由

当該建物については、老朽化が著しく、耐震診断を行った結果、「危険性及び経済合理性の観点から早期の解体撤去が望ましい」と診断されたことから、市民の安全を確保することを第一義に解体撤去することを決定し、令和元年9月26日付守財活第106号「市有財産賃貸借契約更新拒絶の通知」にて契約を更新しない旨の通知をした。

しかしながら、契約期限を過ぎても賃借人が営業活動等を行っており、建物の明渡しが見込めないことから、訴えを提起するものである。